

令和5年

第6回臨時会

会議録

(第1号)

令和5年10月24日

令和5年第6回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎期日及び場所

令和5年10月24日(火) 13時30分 江差町役場 議場

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第8号)について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第8号)について

◎出席議員(11名)

議	長	萩原	徹
副	議	塚本	眞
議	員	打越	東 亜 夫
	〃	飯田	隆 一
	〃	小野	寺 眞
	〃	小梅	洋 子
	〃	西海	谷 望
	〃	出崎	太 郎
	〃	田畑	豊 利
	〃	大門	和 幸
	〃	増永	一 彦

◎欠席議員(1名)

議	員	室井	正 行
---	---	----	-----

◎出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	出崎 雄司
総務課	長	岸田 礼治
まちづくり推進課	長	尾山 徹
財政課	長	長尾 恵一
税務課	長	西海 谷靖
町民福祉課	長	畑 竜哉
健康推進課	長	白鳥 智子
健康推進課	参事	若狭 巧
産業振興課	長	竹内 強
産業振興課	参事	布施 順司
追分観光課	長	国仙 敏孝
建設水道課	長	岸田 雄治
高齢あんしん課	長	畑 明日香
出納室	長	岸田 真由美
学校教育課	長	宮津 宗介
社会教育課	長	安田 克臣
総務課	主幹	森 直彦
まちづくり推進課	主幹	秋山 悦子

(議会事務局)

局	長	梅川 年代
書	記	三宮 弘之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和5年第6回江差町議会臨時会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録指名(正:署名)議員は、会議規則第129条の規定により、5番西海谷議員、6番小梅議員を指名致します

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

(議長)

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに、決定致しました。

(議長)

日程第3、議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第8号)について議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

今回の補正につきましては、町立小中学校エアコン設置工事実施設計委託に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、992万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,825万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

「財政課長」

それでは、議案第1号について、補足説明させていただきます。

議案書3ページの補正予算構成表と、臨時会資料1を併せてご覧下さい。

関連がございますので、2事業を一括して説明致します。

町立小学校及び町立中学校エアコン設置工事実施設計委託です。

全国的に記録的な猛暑となった今年の夏、当町においても連日気温が30度を超える中、子供達には、換気や扇風機の活用のほか、細目な水分補給、適度な休息、登校時の服装の配慮など、熱中症対策を講じてきたところですが、昨今の気温上昇は著しいものがあります。

こうした状況を踏まえ、今後を見通した時に、現状の学校施設環境を早急に見直す必要がありますことから、冷房設備を設置するための実施設計業務に着手します。

実施設計の調査箇所は、町立小中学校の全5校について、各学校と協議をした結果、必要と判断した教室を対象としており、日常的に多くの時間を過ごす普通教室、特別支援教室のほか、保健室、職員室、音楽室及び学童保育所等の合計89室としました。

今後のスケジュールにつきましては、実施設計を今臨時会終了後すぐに取り掛かり、3か月後の来年1月に完了をさせまして、その後、エアコンを設置する教室やその台数、必要となる能力などを精査したのち、新年度当初予算案として3月定例会に上程させていただきます。

工事は、3月中旬に発注し、4か月程度の工期を見込み、夏休み前までの完成を目途に進めて参ります。

補正額は、小中学校を併せて992万4千円、地方債の980万円は、過疎債です。議案書6ページに地方債の追加補正も提案してございますので、合せてご確認ください。

説明は以上です。ご審議のほど宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今説明を受けました。

大変、こう、早い対応で何とか期日までに間に合うと思っております。ただ、全国的なこの猛暑の傾向でございますので、一部には来年の設置が間に合うのかという、そういうような一部懸念もございます。その点の来年の夏に向けた設置の見通しとできればですね、恐らく国か道の補助金対象になり得る案件だと思いますので、その辺の補助対象の見通しも合せて説明頂ければと思います。

宜しく申し上げます。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

飯田議員からのご質問でございます。

まず、1つ目と致しまして、設置の見通しについてというご質問でございました。議員もご承知のとおりですね、江差町以外でも各小中学校にですね、エアコンの設置という動きが広がってございまして、全道的に見てもですね、機械の設置が夏休み前までに間に合うのかですとか、そういった懸念は多数出ているところです。ですので、町と致しましても早めの対応ということで、今回の補正となったところでございます。

基本的には、機械の確保に関しましては、現在のところ正直に申し上げますと、目処は立っておりません。って言いますのは、今時点でどの程度の機械が何台必要なのかですとか、そういった詳細のところまでは、今後の実施設計に係わってくる部分でございまして、これからその機械の台数だとかを精査を致しました上で、今後のその確保の見込みですとかが見えてくると思います。

教育委員会と致しましては、基本的には夏休み前までには設置をしたいというのが第一に考えでございますけれども、その機械の確保等によりましてはですね、夏休み前ま

での設置が間に合わないといった予想もされますので、こういった場合には例えば夏休み期間の設定の見直しですとか、それらをもってですね、対応して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

それともう1点、補助金の見込みということでございます。これにつきましてもですね、今道教委の方でですね、各種見込み量の調査をされているところでございます。具体的な動きというのは、現状ではまだ江差町教委の方にはですね、降りてはきていませんけれども、これらの補助金が該当になるかどうかも含めた上でですね、補助金の対象になるようであれば、当然そちらの道を求めていくということになりますので、そちらも併せてご理解頂きたいというふうに思います。

(議長)

宜しいですか。

(議長)

他に質疑希望ありますか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

こちらの資料1の方にですね、設置が今説明もありましたが、夏休み前までにという説明でありましたが、今年もそうですけども、例年7月に入ったら、とてつもない暑さがかかる訳ですよ。それを今の段階で夏休み前までに作りますっていう、そういう後退的な考えでなく、やはり子供達に環境の良い形で勉強をして頂きたいという思いがあるのであれば、やはり6月末を目途にしてやっていくというような基本的な考え方を持って頂いて、そして今説明があったその機材等々が揃わない可能性もある。これは止むを得ないことですが、やはりその部分は除いて、基本的には子供達に環境の良い形で勉強していくために、6月末を目途にっていう形で何とか考えて頂ければなと思います。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。増永議員の質問でございます。

基本的にはですね、標準工期がございます。ですので、夏休み前までと私の方で申し上げましたけれども、工期の設定は当然致しますけれども、もちろん、その早く設置が終わればそれに越したことはないというふうに思っておりますので、機械の確保等も含めましてですね、これから検討させて頂きたいというふうに思いますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

その他、質疑希望ありますでしょうか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ただ今の教育委員会の方については、お話をわかりました。9月議会、その前後でも色々この間、論議になりましたので、是非、宜しく願いしたいなと思います。

私ちょっとこの関連でエアコン、猛暑の事で論議になったのは、別に学校のエアコンの必要性だけではございませんでした。特に私も触れたんですが、高齢者の関係、施設、もちろん民間もありますし、町もあります。いずれにしてもこれは、地元江差町としてすべからくどういう必要性があって、それをどういうふうに直接町が関わっている所、また民間の国等の施策の中での推進、色々あると思います。そういう全般的なエアコン等の対策、今、どのように検討、そして順番はこうだと、今、教育委員会ありました。それ以外についてはこういうふうに考えていかなきゃなんない。いずれにしても全国的にエアコン等の機資材は、こういう言葉使っていいのでしょうか、奪い合いのような状況に当然なります。

どういうふうに考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

小野寺議員、わかりやすく言いますと、それは町の公共施設であつたり、その中の高齢者が主に利用する施設、そういった所も含めて、更には町内会の会館等も含めてのご質問かというふうに思いますんで、今言えるのは、まずは小中学校の部分、これを対応をまずして行くのは、今、提案したとおりでございます、その後の部分の優先順位等

については、現時点では、検討は図上には上げてございません。

まず1つ、それははっきり申し上げます。ただし今、まず小中学校の今、台数等の精査しながら、それからこの調査事業で1千万弱の実績組んで、それで工事費が出て参ります。先程来、ご質問あったように国の補助等も含めて、どの程度また過疎債借りなきやないなとか、色んなところ含めて全体的な財源等も見据えた末で、更にエアコンの設置必要か所がどうなのか。そういう利用時間等も含めてということになりますけども、その次にちょっと検討の部分に入っていく、こういう流れになろうかと思えますんで、今の時点次で、次はこうという状況にはないということでご理解下さい。

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

どう考えても、やるやらないにしても、これやらないったらまた問題なんですけど、どう考えてもお金に関わってきます。なので、場合によっては、新年度予算の部分が大きくなるでしょう。だとすると、当然これから基本的には町長部局、財政課サイドでどういうボリューム感があるのか論議進めて、今、副町長おっしゃったとおり、当然なると思います。で、その前提はこの夏どうだったのかという、結果的に予算の関係で遅れる、ずれるということは、結果論としていずれあるかも知れません。

しかし問題は、教育問題は、かなり論議なりました。しかし高齢者の問題、私、実は町だけじゃなくてね、民間の部分もどれだけ国が後押しして、場合によってはその裏財源を町でってということだってこれからあり得るかも知れませんが、いずれにしても、今年の夏どうだったのかということをしつかりと事務方も含めて、抑えているんでしょうか。特に、今、副町長おっしゃった町の高齢者施設関係、町内会も含めてですけどもね、大変な状況、私、議会でも少し少し、話しました。そういう部分をしつかりとそれぞれ何かに関係するところありますね。そういうところで抑えているんでしょうか。こんな大変な状況だったと、是非、こういうことが必要だと。そういう論議もこれからなんですか。当然進めてると思うんですが、ちょっと改めて、ご回答お願いしたいなと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。まずは、繰り返しになりますけど、まず学校の部分だけでも、本当に先程増永

議員からもあったように、いかに6月末までなのか、7月の頭まで付けれるか、この部分でもかなり、それは結果論としてここをまず全面的に対応していきたい。

それと加えて、ですから来年度の予算の段階で、今、具体的な施設をどうこうっていう考えについてはこれは難しいと思っておりますんで、ただ来年度の予算査定を予算要求の時期ございますんで、そういった時期のヒアリングに併せながら、今、小野寺議員のおっしゃる部分での、どれだけ吸い上げた協議ができるか、ちょっと今はつきり申し上げませんが、そういった部分をちょっと留意しながら、一応聞き取りの部分は、私なり、町長なりさせて頂きたいと、このように思っています。

以上です。はい。

(議長)

宜しいですか。

(議長)

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望が、他に質疑希望がありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和5年第6回江差町議会臨時会を閉会致します。

閉 会 13 : 45

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員